

久喜市議会
平成27年11月定例会
議員提出議案

議案目録

議員提出第2号	久喜市議会会議規則の一部を改正する規則	1
議員提出第3号	市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定	2
意見第9号	ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療 推進を求める意見書	3
意見第10号	環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉からの撤退を求める意見書	5
意見第11号	地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求 める意見書	7

議員提出第2号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月11日

提出者 久喜市議会議員

猪股和雄
岸輝美
岡崎克巳
杉野修

久喜市議会議長 井上忠昭様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は、」の次に「傷病、その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産又は育児のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条中「委員は、」の次に「傷病、その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産又は育児のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、この案を提出するものであります。

議員提出第3号

市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定

標記の議案を次のとおり久喜市議会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月11日

提出者 久喜市議会議員

岸 輝 美
岡 崎 克 巳
鈴 木 松 蔵
柿 沼 繁 男

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定

市長の専決事項の指定について（平成22年12月21日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の1項を加える。

3 市が当事者である金銭債権の目的の価額が1件300万円以下の徴収に係る訴えの提起、和解（裁判上の和解に限る。）及び調停に関すること。

提案理由

地方自治法第180条第1項による市長の専決事項を追加するため、この案を提出するものであります。

意見第 9 号

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

提出者 久喜市議会議員

矢崎 康
岸 輝 美
戸ヶ崎 博

久喜市議会議長 井上 忠昭 様

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成 24 年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82% (527 件中 432 例が有効) と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望れます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。

3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

文部科学大臣

意見第10号

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉からの撤退を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月11日

提出者 久喜市議会議員

川辺美信
杉野修
田中勝

久喜市議会議長 井上忠昭様

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉からの撤退を求める意見書

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉参加各国の閣僚会合は10月5日、「大筋合意」に達した。しかし生産現場には「農産物重要5項目」の関税堅持を求めた衆参農林水産委員会決議が守られたのか疑問の声が強いほか、5項目にとどまらず全ての野菜や主要果実の関税撤廃など、これまで国民に全く知らされていなかった合意内容が次々と明らかになり、大きな衝撃と不安が急速に広がっている。

農産物重要5項目を含め日本が過去に関税撤廃したことのない農林水産物834品目のうち半数近い395品目で関税が撤廃され、農林水産物全体（2328品目）では81%に当たる1885品目で関税が無くなるなど、日本の1次産業が全く前例のない空前の市場開放を強いられる今回の「大筋合意」の内容は、明確に国会決議違反であるのみならず、安倍政権の掲げる農業・農村所得増や食料自給率向上、飼料用米の推進などの政策とも全く整合性、一貫性が取れておらず、地域社会に与える影響も甚大である。

政府は、あらゆる関連文書及び農林水産業をはじめ、国内産業に与える影響額の試算などを直ちに公表すべきであり、あらゆる情報を開示した上で、国会で徹底した議論を行い、拙速かつ安易な署名や承認を行ってはならない。

コメ輸入の拡大にしても、畜産品の関税引き下げにしても、知的財産権の強化や進出企業の権利を守るため各国の主権を脅かすISD条項の設定にしても、国内農業や地域経済に重大な影響を与えることは避けられない。

以上の事から、本議会は「大筋合意」に至ったTPP交渉の詳細を明らかにするとともに、くらしと経済、主権の維持も約束できないTPP交渉、及び協定化の作業から直

ちに撤退をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

農林水産大臣

経済再生担当大臣

意見第11号

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月11日

提出者 久喜市議会議員

猪股和雄
杉野修
田中勝

久喜市議会議長 井上忠昭様

地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないよう求める意見書

日本全土の0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の74%が集中しています。度重なる米軍機の墜落や米兵による女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けてきました。第二次世界大戦末期における沖縄戦による民間人の多大な犠牲、さらに戦争終結後も1972年の本土復帰まで27年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されません。

日本政府は現在、沖縄県民の願いである普天間基地の返還と引き替えに、名護市・辺野古に新基地建設を決め、その建設を強行しようとしています。

しかし、米軍普天間飛行場の移設先を名護市辺野古にすることを明記した日米合意に対し、これまでにすでに沖縄県議会、那覇市議会、名護市議会において、その見直しを求める意見書が採択されており、名護市長選挙や昨年11月の沖縄県知事選挙、衆議院議員総選挙においても、沖縄県民から、はっきりとした新基地建設反対の民意が示されていることはもはや明白です。

沖縄の米軍基地は、もともと沖縄県民の意志を無視して一方的に土地を取り上げて建設され、米軍の世界戦略の一環として維持されてきたものです。特に、人口密集地域に隣接して「世界一危険な基地」といわれる普天間基地は、沖縄県民の安全とその意志を尊重して即時無条件に廃止・返還されるべきであり、名護市・辺野古への新たな基地建設と引き替えにされるべきものではありません。

沖縄県民の意志を踏みにじって辺野古基地建設を強行することは、地方自治の本旨に

背くものと言わざるを得ません。戦後一貫して過重な基地負担を強いられてきた沖縄県民に思いをはせるとき、沖縄に新基地建設は認めないと繰り返し示された県民の意志を第一義的に尊重すべきことは当然と言うべきです。

よって、政府に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣 あて

防 衛 大 臣

外 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）